

## 平成29年度 歳末たすけあい運動

### 団体組織支援事業実施要項

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開するものです。

本事業は、歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金の中で、町内で活動する福祉施設・団体（介護保険事業所を除く）の年末年始の活動に対して助成を行います。

#### 1. 募集要項

申請区分	①施設等	②福祉団体	③特定非営利活動法人
助成対象	平成29年10月1日現在開所しており、所在する施設で、社会福祉事業及び更生保護事業を行う施設。	平成29年10月1日現在1年以上の活動実績があり、社会福祉及び更生保護事業を目的とする事業を行う団体。	平成29年10月1日現在認証され活動実績があり、町内に所在する法人で、社会福祉及び更生保護事業を目的とする事業を行う特定非営利活動法人。
対象事業	福祉施設や団体が行う年末年始の行事、学習会、交流会など。 <u>ただし、ホテル等での飲食を行うことを主たる事業（新年会・忘年会）とするものは対象外とする。</u>		
助成額	助成限度額は10万円。 ※助成対象事業費総額の90%以内。		
助成欠格要件	◎行政所官庁の受託事業 ◎地域の寄付者から信頼されていないもの ◎営利目的に行っているもの ◎介護保険事業 <u>◎主として会員等の参加による飲食を行うもの</u> ◎その他不相当と認めたもの		
申請受付期間	平成29年11月2日（木）～平成29年11月17日（金）12:00必着※ <u>締め切り厳守</u>		

#### 2. 申請書類

①受配申請書 ※その他必要書類についても記述しています。

※本会ホームページより様式をダウンロードできます。 <http://www.shirahama-syakyo.jp/>

②備品等購入の場合は見積書（写し）もしくはカタログ等（写し可）

#### 3. 助成決定

12月上旬に決定。随時配分を行います。

※募金額が目標額を下回った場合、申請金額の一部又は全額を助成できない場合がございます。

#### 4. 助成後の活動報告

①完了報告書（助成決定時に郵送します。）

②備品等購入の場合は領収証の写し

③学習会、交流会の場合は会議資料

④活動時の写真（画像データをメールにて送信ください。）

※活動報告は1月末までにご提出いただけますようお願いいたします。